平成２８年（フ）第７８号
鹿児島県阿久根市大川8044番地
債務者　中野由香里
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
茨城県北相馬郡利根町大字立木909番地
債務者　大野　治夫
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
茨城県龍ケ崎市２番地19　Ａ棟301号室
債務者　真木惠美子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
茨城県牛久市神谷２丁目46番地７（ドリームハイツＢ―101）
債務者　柳田　　真
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
熊本県八代市松江町131番地１（102）
債務者　山下　恵子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２０４号
長崎県長崎市音無町12番45号
債務者　酒井　由香
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
福島県白河市白坂松ヶ苗11番地２、前住所栃木県宇都宮市宮原４丁目２番５号　細谷コーポ404号室
債務者　大平　直人
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
群馬県桐生市相生町５丁目452番地　県営住宅Ｉ棟456号
債務者　友部　克哉
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第８３号
富山県高岡市五福町４番11号
債務者　古野　早苗
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２２３号
石川県野々市市新庄６丁目640番地　グリーンポートＳ―Ａ棟201号、従前の住所金沢市平和町２丁目15番37号
債務者　小川健士朗
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９５号
福井市有楽町４番16号
債務者　相澤　陽子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
長野県安曇野市豊科3996番地８　レオパレス信州ＩＮ―１　101号室
債務者　鈴木　　厚
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１６４号
長野県塩尻市大門桔梗町７番７号　グレース塩の道305号
債務者　三宅　久恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１７５号
長野県塩尻市大字宗賀1669番地４
債務者　小松　亜伊
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２７号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1470番地37
債務者　村阪　英宣
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第１７９号
兵庫県伊丹市野間２丁目８番７号　辰巳文化５号
債務者　髙橋　三郎
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
兵庫県川西市小戸３丁目10番７号エバーグリーン302号室、住民票上の住所兵庫県川西市南花屋敷４丁目20番８号
債務者　山崎　暢也
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係